

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件  
控訴人 市民オンズパーソン栃木 外20名  
被控訴人 栃木県知事 福田富一

## 控 訴 人 準 備 書 面 1

～利根川水系河川整備基本方針の策定過程における看過できない瑕疵～

2012(平成24)年2月6日

東京高等地方裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁 護 士 大 木 一



同 同 高 橋 信



同 同 若 狭 昌



同 同 須 藤 博



同 同 浅 木 一  
希 外



## 目次

第 1	はじめに .....	4
第 2	「22,000 トンありきの検討」を「所管大臣としてお詫び」した馬淵大臣 .....	4
1	馬淵大臣の治水計画見直し発言の概要とその意義 .....	4
2	「鮑和雨量 1 1 5 m m、1 2 5 m m」での再現計算を国会で答弁 .....	5
3	「基本高水ピーク流量見直し」を河川局へ指示 .....	6
4	記者会見での「ピーク流量の流出計算資料が確認できない」との発言 .....	8
5	記者会見での「平成 1 7 年に検証を行っていなかった。大変遺憾」との発言 .....	9
6	記者会見での「利根川の流出計算をゼロベースで検証」との発言 .....	9
7	馬淵大臣発言のまとめ .....	11
第 3	国交省は検討小委員会へ虚偽情報を与え「22,000 トンありきの検討」を行った。11	11
1	社会資本整備審議会の基本方針検討小委員会での審議状況の概況 .....	11
2	第 2 1 回河川整備基本方針検討小委員会議事録から .....	12
3	同年 1 2 月 6 日の第 2 8 回河川整備基本方針検討小委員会議事録から .....	14
4	第 2 8 回の検討小委員会の配布資料には、「既往最大洪水毎秒 2 万 2 0 0 0 m <sup>3</sup> 」と記述されている .....	15
5	第 3 0 回河川整備基本方針検討小委員会議事録から .....	16
6	検討小委員会での「基本高水ピーク流量」についての虚偽説明 .....	17
7	上流部の改修条件や現況でのピーク流量については全く審議なし .....	18
8	整備基本方針の「資料」にも同様の虚偽の説明がなされている .....	19
第 4	虚偽の説明を行い検証を欠いた 2 0 0 6 (平成 1 8) 年 2 月の「八斗島地点毎秒 2 万 2 0 0 0 m <sup>3</sup> 」計画再策定には重大な瑕疵がある .....	19
1	原判決の「その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」との判示は瓦解した .....	20
2	「整備基本方針」ではピーク流量の検証を宣言している .....	21
3	関東地整と被控訴人らは基本方針に依拠して「十分な審議」を主張してきた .....	22
4	小括～基本方針の審議には重大な瑕疵があり、違法である。 .....	23
第 5	馬淵大臣は利根川水系のピーク流量計算の危うさを暴き出した .....	25
1	馬淵大臣は、「鮑和雨量 1 2 5 m m」を認め、森林土壌の洪水抑制機能を認めた 25	25

2	関東地整は「モデルと定数は同じで検証」と説明してきた .....	26
3	森林の生長による保水力の上昇を否定する国交省の主張は打ち消された .....	27
4	内閣は「整備基本方針」の説明に反して125mmでのピーク流量の再現計算を「や っていない」と答弁 .....	28
5	河野議員が再・再質問すれば国交省は「万事休す」はずである .....	30
第6	まとめ .....	32

## 第1 はじめに

控訴人らは、2011（平成23）年2月16日、原審結審後の馬淵元国土交通大臣（以下「馬淵大臣」という）の一連の発言によって、本件ハツ場ダム建設事業の根拠となる利根川水系河川整備基本方針の策定過程には重大な瑕疵があり、これは判決に重大な影響を及ぼすべき事実だとして、それを主張立証するため、弁論の再開を求めたが、原審はこれを認めなかった。

控訴人らが弁論再開によって立証しようとした事実は、原判決が本件ハツ場ダム建設事業に係る治水負担金の支出が違法となる根拠として上げた「その前提となった河川整備基本方針（略）が著しく合理性を欠き」（原判決47頁、57頁、68頁）との判示に係わることである。したがって、原審裁判官らが、予断を持たずにこの申立を受け入れ、再開後に立証された事実を適正に判断していたなら、ハツ場ダムに係る治水負担金に関する原審の判断は違っていたはずである。

本準備書面は、控訴人らが弁論再開によって立証しようとした、利根川水系河川整備基本方針の策定過程には看過できない瑕疵があつて、その違法性を招来することを明らかにするものである。

## 第2 「22,000トンありきの検討」を「所管大臣としてお詫び」した馬淵大臣

### 1 馬淵大臣の治水計画見直し発言の概要とその意義

馬淵大臣は、2010（平成22）年9月の国土交通大臣就任以来、全国の河川の基本高水の算定など河川管理の根幹にわたる問題について、「予断のない見直し」を掲げて、活潑な発言を続けた。利根川水系の河川整備基本方針やハツ場ダム建設計画についても、「できるだけダムに頼らない治水」という基本理念の中で「ゼロベース」での見直しを行うと見解表明を続けた。

そうした一連の改革発言の中で、これまで公表してこなかった貯留関数法における流出計算の中の定数である飽和雨量については、一律に「48mm」という低い値を使っているとの疑いを晴らすかのように、「115mm」とか「125mm」という相応の値を用いた計算を行っていた事実を

明らかにし、また、「平成18年2月策定の利根川水系河川整備基本方針の基本高水のピーク流量の算出については検証されず、『22,000トンをリキ』の検討であった。所管大臣としてお詫び」するなどという驚くべき発言を行った。これらの馬淵大臣の発言は「八斗島地点毎秒2万2000 $m^3$ 」の妥当性、相当性に疑問を投げかけるもので、これまで控訴人らが指摘してきた事実を裏書きすることとなった。

そこで、以下に、まず、馬淵大臣の各発言を摘示し、確認した上、後記第4において、大臣発言によって覆された被控訴人側の主張事実を対照し、これまでの主張や説明の虚構性を改めて論証することとする。

## 2 「飽和雨量115mm、125mm」での再現計算を国会で答弁

(1) 馬淵大臣は、2010(平成22)年10月12日の予算委員会で、河野太郎衆議院委員の質問に答えて、1958年、59年、82年、98年の4洪水の再現計算で用いたとする、飽和雨量のデータを開示した。飽和雨量は、1980(昭和55)年策定の工事実施基本計画における基本高水のピーク流量「八斗島地点毎秒2万2000 $m^3$ 」の流出計算においては、「48mm」という低い値が用いられていた。ところが、馬淵大臣の国会答弁によると、1958年では31.77mm、59年では65mm、82年や98年では、115mm、125mmを使っているというのである(甲B第150号証)。この飽和雨量のデータは、これまで開示されていなかった。

(2) それまで、国交省は、降雨量から河道への流出量を換算するについては貯留関数法を用い、「八斗島地点毎秒2万2000 $m^3$ 」というピーク流量を算出するに当たった際の飽和雨量は「48mm」としてきた。そして、この飽和雨量データを用いた流出計算は、その後の中規模の洪水の再現計算にも用いており、この計算モデルはよく適合しているとの説明を繰り返すばかりで、4洪水の再現計算で使った飽和雨量などの定数については具体的な数値を明らかにしてこなかった。

(3) その上、国交省は、森林の生長による保水力の上昇が河道への洪水の

流出を抑制することについても、これを認めるのに極めて消極的であったから、外部からは「飽和雨量 48mm」を固定して使用していると考えざるほかはなかった。

(4) こうした経緯があったのに、馬淵大臣は、4洪水で使った飽和雨量がそれぞれ異なり、しかも、1998年洪水では「125mm」という高い値を用いて計算を行ったというリアル秘情報を、河野衆議院議員の突然の質問に対する答弁という形で開示に応じたのである。

(5) 流域と降雨条件が同じで、そして河道条件もほぼ同じで貯留関数法を用いて流出計算を行った場合、飽和雨量だけを大きくすれば、洪水の計算流量が低減することは火を見るより明らかである。国土交通省は、質問主意書に対する答弁において、1982（昭和57）年洪水と1998（平成10）年洪水の再現計算では、飽和雨量以外の定数は不変で、飽和雨量は、「洪水ごとに異なる飽和雨量を用いて計算を行った」と答弁している（甲B第151号証の2、河野衆議院議員の質問主意書に対する答弁）。であるから、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の計算を125mmで行えば、洪水流量は大きく低減するはずである。

(6) 馬淵大臣が国会答弁で明らかにした情報は、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の流出計算の闇を照らす情報と成るはずである。

(7) 国交省が、これまで、「流出モデル」についてどのように説明をしてきたのかについては、後記4で詳述する。

### 3 「基本高水ピーク流量見直し」を河川局へ指示

(1) 馬淵大臣は、10月15日の記者会見では、河野議員の質問に対する答弁について触れた後、次のように、八ツ場ダム問題に関しては、流出計算モデルの妥当性や使われている係数の妥当性の再検証を河川局に指示したと発言している。

「利根川の治水計画計算に使ったデータ等に関しては、様々な御意見もあるということ、また報道等にも挙がっているようにそれぞれ熱心に検討していただいているといったものも表に出てきておりますので、今

後、八ツ場ダムの検証を進める中で予断を持たずに、また情報公開を図りながらできる限り最新のデータ、あるいは科学的、技術的知見、こういったものを用いたものを徹底的に点検を行うということで開示をしてみたいと。

加えて、流出計算のモデルの妥当性も含めて見直しを行うべきということで、私の方から河川局には指示を出しております。したがいまして、ダムの再検証というものがございますが、八ツ場ダムに関しては今日におけるモデルの妥当性、更にはそこで使われている係数の妥当性も含めてしっかりと検討するべきということで指示を出させていただきました。」(甲B第152号証)

(2) 馬淵大臣が、河川局に指示をしたという検証の作業は、「八ツ場ダムに關してのモデルの妥当性、更にはそこで使われている係数の妥当性」である。そして、そうした検証を行う必要を認識するに至った理由は、「利根川の治水計画計算に使ったデータ等に関しては、様々な御意見もあるということ、また報道等にも挙がっているようにそれぞれ熱心に検討していたにいてる」という事情である。

(3) 馬淵大臣がいう「利根川の治水計画計算に使ったデータ等に関しては、様々な御意見もある」というのは、正に控訴人らがこれまで主張してきたことや、有識者会議での鈴木雅一委員の発言(甲B第139号証)であるうし、「報道」というのは、東京新聞のこの約1年間の「ピーク流量の過大性」についての報道(甲B第124号証、130号証の1～3、137号証の1～2、138号証の1～2)を指すものであろう。

(4) 馬淵大臣は、折角ここまで理由を説明したのであるから、これまでの貯留関数法に基づく流出計算のどこがどのように疑問と感じたのかを、もつと具体的に説明すればよかつたのであるが、ともかく、これまで控訴人らが指摘してきた疑問点について、これを無視できないとの認識を持った結果の措置であることは疑いがない。

#### 4 記者会見での「ピーク流量の流出計算資料が確認できない」との発言

- (1) そして、馬淵大臣は、河川局へこうした指示を出す一方で、2005（平成17）年10月から12月に行ったはずの「八斗島地点毎秒2万2000 $\text{m}^3$ 」の流出計算の検証の経緯が確認できないとして、10月22日の記者会見で、次のように発言した。会見で表明された事実は、ありうべからざる事態である。

「現在、河川整備基本方針につきまして、平成17年度に社会資本整備審議会において、昭和55年に定めた基本高水ピーク流量が妥当か否かが審議を行った上で策定したのですが、そもそこの昭和55年の基本高水ピーク流量の計算についてその計算の基礎となった飽和雨量等の定数、あるいは降雨量、これについては地方整備局に保存している資料等から確定はできているものの、具体的にどのような流出計算が行われたかという資料が現時点では確認できないことが明らかになりました。

このため、観測史上最大流量を計算した時の詳細な資料について、まずは徹底的に調べるよう指示を出しております。

つまり2005（平成17）年度の社会資本整備審議会の小委員会の中で検討したと、そしてこの21, 200 $\text{m}^3/\text{s}$ については、確率流量として計算については報告書に詳細が載っておりますが、22, 000 $\text{m}^3/\text{s}$ についてはわざわざ3行で示されているだけと。」（甲B第153号証）

- (2) ここで馬淵大臣が、「22, 000 $\text{m}^3/\text{s}$ についてはわざわざ3行で示されているだけ」というのは、2006（平成18）年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水は、昭和22年洪水、昭和57年洪水、平成10年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において22, 000 $\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により5, 500 $\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を16, 500 $\text{m}^3/\text{s}$ とする。」（甲B第28号証20頁）との記述を指しているものと思料される。



(3) このような経緯を踏まえて、馬淵大臣は、後記5のとおり、11月2日の記者会見では「基本高水についてしつかりと平成17年に検証を行っているなかった」という事実を公表するのである。

## 5 記者会見での「平成17年に検証を行っていないかった。大変遺憾」との発言

馬淵大臣は、同年11月2日の記者会見では、以下のとおり、「基本となる基本方針で定められた基本高水についてしつかりと平成17年に検証を行っていないかった」と明確に述べた。現行の利根川の基本高水のピーク流量「八斗島地点毎秒2万2000㎥」の検証が行われていなかったという信じがたい事実が明らかにされた。

「……私はそもそもダムによらない治水のあり方というものを問うきっかけとなった八ツ場ダム、あるいは利根川水系というものについて、当然国民の多くの方々が注視しているわけですから、その基本となる基本方針で定められた基本高水についてしつかりと平成17年に検証を行っているなかったということについては国土交通省として大変問題であると思っておりますので、それに対しては責任も含めて、私自身、当時行わなかったことに対しては大変遺憾であると、こうしたことの反省に立って改めて検証を行うことが必要だと申し上げてきたわけですので、まずは利根川水系の基本高水の検証を行うべきであると、これが第一歩であるというふうに思っております。」(甲B第154号証)

## 6 記者会見での「利根川の流出計算をゼロベースで検証」との発言

(1) 馬淵大臣は、11月5日の記者会見では、探していたピーク流量の検証資料は確認できなかったことを報告すると共に、2005(平成17)年度のピーク流量の検証作業は、「22,000トンありきの検討」であったこと、こうした事態は、「利根川の治水計画の基本である基本高水の信頼性が揺らぎかねない問題である」こと、「国土交通省は、大塚ずさんな報告をした」などの驚くべき事実を公表した。そして、「私は改めて、

従来の流出計算モデルにとらわれることなく、定数の設定、あるいはゼロベースにおけるモデルの検証を行って基本高水について検証するよう河川局に指示をいたしました。」と、決意を述べたのである。馬淵大臣の発言の詳細は、後記(2)のとおりである。

- (2) 「現時点でこの資料一括としての資料は確認できませんでした。また、11月2日の会見でお答えをしたとおり、平成17年度に現行の利根川水系河川整備基本方針を策定した際の、昭和55年度に定めた基本高水のピーク流量については、飽和雨量などの定数に関してその時点で適切なものかどうか十分な検証が行われていなかったと考えております。結果から見れば、『22,000トンありき』の検討を行ったということがあります。

私としては、これは大変問題であると思っております。過去の資料が無いということを私は問題にしているのではなく、利根川の治水計画の基本である基本高水の信頼性が揺らぎかねない問題であるということをかねがね申し上げてきたわけであります。

この件につきましては、国土交通省、当時でありますが大変ずさんな報告をしたと、このように思っております、率直に所管する大臣としてお詫びを申し上げます。

このため、今後、過去の資料の調査というのはこれにて打ち切ります。私は改めて、従来の流出計算モデルにとらわれることなく、定数の設定、あるいはゼロベースにおけるモデルの検証を行って基本高水について検証するよう河川局に指示をいたしました。この基本高水の検証に当たりましては、『八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場』におきまして、逐次情報公開などをするなど考えておりますが、学識経験者、あるいは科学的知見といったところからの評価を頂いて、透明性を確保しながら、私としてはできる限り早い段階で御提示をしてまいりたいと思っております。」(甲B第155号証)

## 7 馬淵大臣発言のまとめ

- (1) 直轄区間の河川管理の責任者のトップにある国土交通省の大臣が、利根川水系河川整備基本方針の策定経緯について、2005（平成17）年度のピーク流量の検証作業は、「22,000トンありきの検討」であったこと、こうした事態は、「利根川の治水計画の基本である基本高水の信頼性が揺らぎかねない問題である」こと、「国土交通省は、大変ずさんな報告をした」などと、ここまで記者会見で述べたのである。
- (2) これでもなお、2006（平成18）年2月策定の同基本方針が十分な審議を経て、「毎秒2万2000㎥」の相当性が検証されたと判断する余地があるであろうか。答えは言わずもがなであろう。そして、「ゼロベースでの見直し」ということは、八ッ場ダム建設計画を含む従来の基本方針が白紙化されたとも見得るものであり、八ッ場ダム建設の行政的手続の正当性が否定される事態となっているのである。
- (3) 以下には、これまで、関東地方整備局や被控訴人が、事業計画の正当性について、どのように2006（平成18）年2月策定の基本方針に依拠してきたかの事実を示し、同地方整備局と被控訴人の正当性の根拠が喪失した事実を指摘することとする。

## 第3 国交省は検討小委員会へ虚偽情報を与え「22,000トンありきの検討」を行った

### 1 社会資本整備審議会の基本方針検討小委員会での審議状況の概況

- (1) 関東地整が裁判の証拠資料として作成した「回答」においても、また、それを論拠にした被控訴人側の主張でも、2005（平成17）年度の利根川水系河川整備基本方針の審議と策定が適法、適正に行われたとの前提に立って、ピーク流量「八斗島地点毎秒2万2000㎥」の妥当性を主張していた。
- (2) では、それだけ頼りにされている2005（平成17）年度の社会資本整備審議会河川整備基本方針検討小委員会等の審議は、そうした期待に応え得るほど、基本高水のピーク流量の相当性、妥当性について科学

的、合理的な審査をしてきたのであろうか。答えは明確に「否」である。少なくとも、審議が適切に行われたとの痕跡はゼロである。

(3) 同検討小委員会での利根川水系整備基本方針の審議は、2005（平成17）年10月3日から始まっている。そして、同年12月19日までの5回にわたる審議が行われた。しかし、この検討小委員会で、基本高水のピーク流量に触れた審議がなされた場面は、極めて限られていた。検討小委員会の審議で「基本高水のピーク流量の妥当性・相当性」について、河川工学や水文学の観点や、既往洪水との関係で検証される場面は見当たらない。

(4) その上、カスリーン台風の洪水は既往最大洪水でそのピーク流量は毎秒2万2000 $\text{m}^3$ であったと誤った情報を用いて審議会で説明するなどしており、特に、「八斗島地点毎秒2万2000 $\text{m}^3$ 」の洪水が来襲するという流出計算の前提には、群馬県内の八斗島上流部で利根川本川や主要支川において、少なくとも7法線で1～5mの堤防高の嵩上げ等の改修工事（甲B第123号証「関東地整に対する調査囑託の回答」）が前提とされているところ、そうした改修工事は、国交省においても、群馬県においても存在しない仮想条件であること、そして、現時点での河川管理施設の下では、計画降雨規模の降雨があっても、八斗島地点でのピーク流量は毎秒1万6,750 $\text{m}^3$ に止まり（甲B第65号証の2）、同地点には毎秒2万2000 $\text{m}^3$ の洪水が襲うことはあり得ないという基礎事実について、一言の説明もなかった。

(5) 国交省は、一定の方向へ誘導、誤導する情報を流し続けたのである。公正な審議が行われたとは到底言えない。

## 2 第21回河川整備基本方針検討小委員会議事録から

(1) 配布資料の「基本高水」についての記述

2005（平成17）年10月3日が利根川水系の基本高水の審議の初日であった。その日に、1995（平成7）年3月に作成された「利根川水系工事実施基本計画」（甲B第6号証）が配布されたが、そこには

基本高水のピーク流量に関しては、「基本高水のピーク流量は、昭和22年9月洪水を主要な対象洪水とし、さらに利根川流域の降雨及び出水特性を検討して、基準地点の八斗島において22,000 $\text{m}^3/\text{S}$ とし、このうち上流のダム群により6,000 $\text{m}^3/\text{S}$ を調節して、河道への配分流量を16,000 $\text{m}^3/\text{S}$ とする。」(6頁)とだけあった。

もう一つの配布資料「資料2-①利根川水系の治水に関する特徴と課題」には、「観測史上最大の昭和22年カスリーン台風の実績降雨から推定される流量」という記述があった(甲B第156号証)。

## (2) 事務局の検討小委員会での説明

事務局の担当者は、こうした資料等に基づいて、基本高水に関しては次のような説明を行っている。

「昭和24年の計画のところをご覧いただきたいと思いますが、昭和22年、先ほど申し上げたカスリーン台風が起きます。それで上流部で氾濫が生じていた状態ではございますが、そのときの実績流量が17,000 $\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいでございましたので、これを対象に計画を練り直すということをしております。ただ、先ほどから増えた分の処理でありますが、流域全体でみんなで負担しようということがありまして、下流の掘削、上流のダム、利根川の大規模な引堤というようなことをやります。」

昭和55年になりまして、だんだん川の整備が進んできています。これも本川だけでなく、例えば群馬県、栃木県などの上流の県の中は、洪水どんどんあふれていていいということはございませんので、こうした上流部の河川改修をしてきてございます。そういう上流部の安全度がアップいたしますと、その分、下流へ流れてくるということがございますので、こういう点を勘案してみますと、実際のカスリーン台風の洪水は大体、22,000 $\text{m}^3/\text{s}$ という洪水が流れてくる。」

「次のページでございますが、この流れの中で、結果的に現在の計画を少し改めて書いております。基本高水のピーク流量というのを決めておりますが、この図の左下の黄色い枠のところを書いてございますよう

に、これは観測史上最大の昭和22年カスリーン台風の実績が大体22, 000 m<sup>3</sup>/sであります。」(甲B第157号証3頁)

(3) 「毎秒2万2000 m<sup>3</sup>」を史上最大洪水とする違法な説明

こうした説明は、甲B第127号証の「八ッ場ダム建設事業について(回答)」と、ほぼ同じような説明をしているのであるが、許しがたいのは、さらにあいまいな説明を行って、カスリーン台風の実績洪水流量が、八斗島地点でのピーク流量は毎秒2万2000 m<sup>3</sup>となる、とする説明である。即ち、説明者は、「実際のカスリーン台風の洪水は大体、22, 000 m<sup>3</sup>/sという洪水が流れてくる。」とか、「これは観測史上最大の昭和22年カスリーン台風の実績が大体22, 000 m<sup>3</sup>/sであります。」としていることである。

(4) 「上流部の改修想定条件」については言及なし

「実際のカスリーン台風の洪水は大体、22, 000 m<sup>3</sup>/sという洪水が流れてくる。」という説明からすれば、カスリーン台風の洪水は既往最大洪水であると共に、同洪水の実績ピーク流量が「毎秒2万2000 m<sup>3</sup>」ということになる。そこで、「八斗島地点毎秒2万2000 m<sup>3</sup>」が来襲するには、八斗島上流域の河道の大改修が必要であるとの仮想条件を説明することはできない筋合いである。だから、甲B第123号証のさいたま地裁の調査嘱託に対する関東地整の「回答」は、一切言及がなくワル秘扱いになる。また、いうまでもなく、カスリーン台風が再来しても、「八斗島地点毎秒1万6750 m<sup>3</sup>」などという事実は、なおさら触れることはできない。こうした措置は、事務局の意図的な措置であると断ぜざるを得ない。

3 同年12月6日の第28回河川整備基本方針検討小委員会議事録から

「それから最後のページでございます。森林の治水機能について話がございませう。利根川について見ますと、利根川上流域、例えば群馬県。栃木県なども似たようなものでございませうけれども、群馬県の例を出させていただいております。森林の面積そのものは、昭和25年以降など、

戦後の状況と最近まではあまり変わってございません。荒地・農地が減りまして、都市的な利用が増えているというのが全体の状況でございます。

治水計画としましては、昭和55年に今の工事実施基本計画（既定計画）ができてございますが、このときも当然25年頃とあまり変わらないうという森林の状況を前提にして計算して検討しているわけでございますし、実際に流出したものと併せて、その状況を確認しております。下が、そういう計算と実際のものとの比較でございます。

それからその後につきましても、最近の森林の状況そのものはあまり変わっていないのですが、既定計画策定以降も近年の森林の状況のものでも一応流出計算をしてみますと、同じ計算モデルで十分再現性が高いという状況が見取れます。」（甲B第158号証）

#### 4 第28回の検討小委員会の配布資料には、「既往最大洪水毎秒2万2000m<sup>3</sup>」と記述されている

(1) 利根川の既往最大洪水のピーク流量はカスリーン台風時の毎秒1万7000m<sup>3</sup>とされており、基本方針の中で定められている「基本高水のピーク流量毎秒2万2000m<sup>3</sup>」は、カスリーン台風時の降雨を用いて貯留関数法により算出された計算流量であることは、本訴訟では改めて説明する必要はないものである。

(2) 12月6日の第28回河川整備基本方針検討小委員会では、「資料3」として「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料(案)」(甲B第159号証)が配布された。その14頁、「㊦基本高水のピーク流量の設定」には、「基本高水のピーク流量は、各基準点における確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい方を採用し、八斗島地点22,000m<sup>3</sup>/S……と決定した。」と記述されている。そして、その記述の下「表4-1 基本高水ピーク流量の設定」には、「観測史上最大流量22,000」とも表記されていた。

このように国土交通省は、「利根川水系河川整備基本方針」のピーク流

量である「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>/s」は、カスリーン台風時の既往最大洪水の流量であると、しばしば説明をしてくれている。

- (3) 第21回河川整備基本方針検討小委員会でも国交省側から説明した、「実際のカスリーン台風の洪水は大体、22,000m<sup>3</sup>/s」という洪水が流れてくる。」、あるいは、「この図の左下の黄色い枠のところを書いてございますように、これは観測史上最大の昭和22年カスリーン台風の実績が大体22,000m<sup>3</sup>/sであります。」という説明は、こうした資料の説明と同趣旨のものである。どうして事実にしたこのような解説を行うのか。一般に、治水対策のレベルを考えるに、一度過去に起こっている洪水のそのレベルまでを対象として治水対策を講ずるといえる考えは自然である。それ故、治水対策のレベルとしては、「既往最大洪水の流量」とすることには、疑問や反対は起こらない。国交省が嘘をついてまでそうした説明をするのは、どうしても、毎秒2万2000m<sup>3</sup>を「既往最大のカスリーン台風洪水」の実績として仕立て上げたいからであろう。国交省には、このような狙いがあるのである。

## 5 第30回河川整備基本方針検討小委員会議事録から

- (1) 第30回の検討小委員会は、「利根川水系河川整備基本方針」の案文が作成されたのを受けて、事務局から、この案文が披露されたという審議状況である。したがって、この段階では、基本高水のピーク流量の相当性や妥当性といった論点は審議の俎上に上る段階ではない。結論だけが報告されているという状況である。関係部分を紹介すると次のとおりである。

- (2) 「次、26ページから2. 河川の整備の基本となるべき事項ということで、基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項でございます。利根川につきましては、それら渡良瀬川、鬼怒川、小貝川と書いてございますが、27ページの表-1をごらんいただきまして、それぞれ利根川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、各計画基準点におきまして基本高水のピーク流量が22,000m<sup>3</sup>/sに対して洪水調節施設に



よる調節量が5, 500 m<sup>3</sup>/s、河道への配分が16, 500 m<sup>3</sup>/sと  
いうので500 m<sup>3</sup>/s、現在の工事実施基本計画から変更がございま  
す。」(甲B第160号証、161号証)。

## 6 検討小委員会での「基本高水ピーク流量」についての虚偽説明

(1) 以上のとおり、2005(平成17)年10月から12月までの間の  
検討小委員会の審議について小委員会議事録を点検してきたが、「八斗島  
地点毎秒2万2000 m<sup>3</sup>」というピーク流量については、若干でも説明  
らしい説明と例えば、10月3日の審議会での説明であるが、その説明  
の趣旨は、「カスリーン台風では相当の氾濫があった。しかし、昭和55  
年になって、川の整備が進んできていて、上流部の河川改修をしてき  
ており、そういう上流部の安全度がアップしているから、その分下流部へ  
流れてくることから、カスリーン台風の洪水は、大体22, 000 m<sup>3</sup>/  
sとなる」というものである。この説明のストーリーは、甲B第127  
号証のそれと同じである。甲B第122号証の「回答」の説明と異なる  
虚偽の説明である。このことは既に指摘したところであるが、これを近  
時の衆議院議員の質問主意書に対する政府答弁(甲B第162号証の1  
及び2)と比べれば、なお一層明白となる。

(2) 2010(平成22)年11月2日提出の中島隆利衆議院議員の質問  
に対する政府の答弁では、「八斗島地点毎秒2万2000 m<sup>3</sup>」の算出根拠  
ないし流出の条件としては次のように説明されている。即ち、「昭和55  
年に利根川水系工事実施基本計画を変更した際の基本高水のピーク流量  
の検討の過程において行った流出計算は、将来的に堤防等の整備が進ん  
だ状況を想定した上で、洪水調節施設が存在しないと仮定して計算した  
ものである……。」としている(甲B第162号証の2)。上流部の河道  
改修をしてきたために下流部の危険が増大したなどという説明は全く見  
えない。

(3) 2005(平成17)年当時は、嘘がまかり通っていたのである。2  
006(平成18)年2月の利根川水系河川整備基本方針のピーク流量

は、国交省の行政官のこうした嘘で塗り固めた説明で作り上げられた基本方針であったのである。

## 7 上流部の改修条件や現況でのピーク流量については全く審議なし

(1) これまでの本件訴訟で収集された証拠資料によれば、計画降雨規模の降雨があつた場合、八斗島地点のピーク流量が2万2000m<sup>3</sup>となるとの貯留関数法上の流出計算が成立するためには、利根川上流部において、少なくとも7法線において、1～5mもの堤防高の嵩上げないし新堤防の築堤が必要とされている(甲B第123号証)。しかし、その上流部の河道改修計画はどこにも存在しない。甲B第123号証の「注記」には、関東地整が作成した上流部の河道断面図について、「群馬県の河道計画ではなく、国土交通省が計算に使用した断面です。」と断り書きがされていなし(前同号証)、東京新聞の記者の質問に対して、関東地整河川部は、同号証に示されている想定改修の河道断面は、「計算上の仮設定」であると説明している(甲B第129号証)。そして、関東地整は上流部に改修計画が存在していると説明したことは、一度もない。

そして、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点のピーク流量は毎秒1万6750m<sup>3</sup>に止まることも明らかである(甲B65号証の2の八斗島地点ハイドログラフ)。

(2) 以上の事実、関係証拠ばかりではなく、国土交通省関東地方整備局の「回答」(甲B第122号証)で認めており、質問主意書に対する「答弁」(甲B第162号証の2)では、より明確に承認している。

こうした状況にあるから、国土交通省の利根川治水計画においては、計画降雨規模の降雨があつても、ダムなしという条件で八斗島地点に毎秒2万2000m<sup>3</sup>の洪水が来襲する事態は、全く想定されない事実なのである。

(3) 以上に述べたところは、利根川水系の治水計画を考えるに当たっては、欠かすことのできない検討事項のほゞである。こうした事実関係についての情報は流域自治体や審議委員に提供され、十分な検討、検証が行わ

れるべきは多言を要しないところである。しかし、2006（平成18）年2月策定の基本方針の検証に当たっては、こうした情報の提供はなく、審議もなされていない。こうした状況での基本方針の審議は、到底、適法、適切との評価はなし得ない。

(4) 馬淵大臣が、こうした状況を総合判断して、2005（平成17）年度の審議は、基本高水のピーク流量の検証は行われず、「22,000トンありきの検討」であった、と断じたのであれば、その判断は誠に正当と評価すべきものである。

## 8 整備基本方針の「資料」にも同様の虚偽の説明がなされている

現行の「利根川水系河川整備基本方針」の付属資料である「基本高水等に関する資料」は、前記3、(4)で説明した、2005（平成17）年10月からの社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会の配布資料「基本高水等に関する資料」（甲B第160号証）と、ほぼ同一の内容である。一部の記述は変更されているが、ほとんどは変わっていない。そして、もとより、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の流出計算の不可欠な前提条件である上流部の河道改修（甲B第123号証）や、その改修は仮想条件であること（甲B第129号証）、現況の設備では、八斗島地点のピーク流量は毎秒1万6750m<sup>3</sup>に止まること（甲B第65号証の2）などについては、どこを見ても触れられていなかった。

今点検した、検討小委員会の配布資料である「基本高水等に関する資料」（甲B第159号証）の14頁の記述はそのままであり、変更されていない。

このように、国交省は、カスリーン台風時の実績洪水流量を、無条件で毎秒2万2000m<sup>3</sup>と変え、その流出計算の前提条件等についても、審議委員らにも、また、国民全体に対しても虚偽の情報を出して判断を誤らせているのである。

## 第4 虚偽の説明を行い検証を欠いた2006（平成18）年2月の「八斗島

## 地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>計画再策定には重大な瑕疵がある

### 1 原判決の「その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」との判示は瓦解した

(1) 現行の「利根川水系河川整備基本方針」は、2005（平成17）年10月から12月にかけて開催された社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会などでの審議を経て、2006（平成18）年2月、策定されたことになっている。

原判決は、そうした審議が適法に行われたことを前提として、「ハッ場ダムは、カスリーン台風と同程度の規模の降雨が利根川上流にあった場合に、吾妻川流域で唯一の洪水調節機能を有するダムとして、利根川流域で生じる水害の発生を防止するために計画され、利根川水系河川整備基本方針の策定手続及びハッ場ダムの建設に関する基本計画においてもそれが確認されてきたことが認められ、その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」（91頁～92頁）と判示した。

もとより、関東地整から提出されている複数の「回答」も、関係機関等で十分な審議が行われたと説明を繰り返してきたし、被控訴人側も、関東地整からの「回答」を援用して、治水計画策定の適法性、適合性を主張してきた。このように利根川水系河川整備基本方針の中核をなしている「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」というピーク流量策定についての手続の履践と結論の信頼性は、同治水計画の基礎であり土台であり、これを欠いては、「ハッ場ダムは、カスリーン台風と同程度の規模の降雨が利根川上流にあった場合に、吾妻川流域で唯一の洪水調節機能を有するダムとして、利根川流域で生じる水害の発生を防止するために計画され、利根川水系河川整備基本方針の策定手続及びハッ場ダムの建設に関する基本計画においてもそれが確認されてきたことが認められ、その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」との構図は成り立たないし、原判決は、根底から崩壊する。

(2) ところが、先に見たように、利根川水系の河川管理機構の最高の責任者である馬淵大臣が、「平成17年度に現行の利根川水系河川整備基本方

針を策定した際の、昭和55年度に定めた基本高水のピーク流量については、飽和雨量などの定数に関してその時点で適切なものかどうか十分な検証が行われていなかったと考えるおられます。結果から見れば、「22, 000トンありき」の検討を行ったということでもあります。……所管大臣としてお詫びする」と明言したのである（甲B第155号証、11月5日の記者会見）から、原審判決の「その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」との判示は瓦解したものとわなければならない。

## 2 「整備基本方針」ではピーク流量の検証を宣言している

2006（平成18）年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」は、基本高水については、カスリーン台風洪水ばかりではなく、1982（昭和57）年洪水や1998（平成10）年洪水を含めて検証を行っている」と次のように記述している。

「基本高水は、昭和22年洪水、昭和57年洪水、平成10年9月洪水、等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において22, 000 $\text{m}^3/\text{S}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により5, 500 $\text{m}^3/\text{S}$ を調節して、河道への配分流量を16, 500 $\text{m}^3/\text{S}$ とする。」（甲B第28号証20頁）

しかし、この「検証」の中身については、一切説明は存在しない。もとより、「八斗島地点毎秒2万2000 $\text{m}^3$ 」の流出計算の前提にある上流部の河道改修の仮想条件についても、また、現況設備においては、八斗島地点でのピーク流量は毎秒1万6750 $\text{m}^3$ に止まるという事実についても言及はない。

この判断の基礎にあるはずの既往洪水の検証が、馬淵大臣の言葉によって否定されているのである。名ばかりの検証で、「22, 000トンありきの検討」であったと暴露されたのである。この検証作業の存在が否定されれば、本訴訟において、この基本方針に依拠して主張してきた関東地整の説明や、被控訴人側の主張はことごとく、その根拠を失う。

そして、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」計画の大前提である「利根川水系河川整備基本計画」自体の正当性、適法性も失われることになる。

### 3 関東地整と被控訴人らは基本方針に依拠して「十分な審議」を主張してきた

#### (1) 甲B第127号証での説明

利根川水系河川整備基本方針を受けて、関東地整は、甲B第127号証では、次のように解説している。同「回答」も、2006（平成18）年2月の整備基本方針が適法、適切に策定されたことを受けての信頼性の主張となっている。

「平成18年2月に策定した利根川水系河川整備基本方針では、八斗島基準地点において、基本高水のピーク流量毎秒22,000m<sup>3</sup>のうち、河道分流量を毎秒16,500m<sup>3</sup>とし、残りの毎秒5,500m<sup>3</sup>を洪水調節施設により調節する計画としている。」（8頁）とし、そして、「利根川の流出計算モデルについては、昭和33年及び昭和34年の実績洪水を用いてモデルの適合度の検証を行っており、流出計算モデルによる計算結果（洪水流量及びその時間的变化）は実測値に近似して実績洪水で適切に再現できており、さらに昭和57年及び平成10年の実績洪水でも十分検証ができています。以上の結果から、この流出計算モデルを用いて算出した洪水流量は十分信頼できるもの」{回答5頁}としている。

#### (2) 甲B第163号証の「八ッ場ダム建設事業について（回答）」

「……小委員会における基本方針の検討においては、工事実施基本計画策定後の水理・水文データの蓄積等を踏まえ、次の3つの視点から検証がなされ、基本高水のピーク流量（毎秒22,000m<sup>3</sup>）は妥当であると判断されている。

- ① 工事実施基本計画後に基本高水のピーク流量についての計画を変更するよう大きな出水は発生していない。
- ② 蓄積された流量データを各種確率統計手法を適用して、概ね200年に一度程度発生する洪水流量を算出すると、その範囲は毎秒22,

000m<sup>3</sup>～30, 300m<sup>3</sup>となる。

③ 昭和22年9月洪水の実績降雨を用い、河川整備等による氾濫量の減少を考慮して八斗島地点のピーク流量を算出すると概ね毎秒22, 000m<sup>3</sup>である。」(同14頁)

(3) 東京都知事らの主張～一審最終準備書面(15)(甲B第164号証)  
準備書面上からは明らかではないが、被控訴人の主張は、後述する東京都知事らの主張と同様に、2005(平成17)年度の利根川水系の基本高水を審議した経過と結果は適正に得られたものであるとの前提に基づいたものとなっているものと思料される。

東京都知事は、2006(平成18)年2月の「利根川水系整備基本方針」は、十分に審議されたものとの前提に立ち、次のように、「原告らの主張する到底不当な治水計画と言えるものではないと考える。」と主張している。

「利根川水系河川整備基本方針は、平成18年2月に策定されており、同基本方針の『河川の総合的な保全と利用に関する基本方針』において、本件ダムの建設について記載されている。

また、この利根川水系河川整備基本方針は、河川法16条3項によりその内容については、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立つて定める河川整備の最終目標であるから、その客観性及び公平性を十分に確保するとともに経済的な効果等を総合的に考慮するために社会資本整備審議会に意見を聴いているものであり、原告らの主張する到底不当な治水計画と言えるものではないと考える。」

#### 4 小括～基本方針の審議には重大な瑕疵があり、違法である。

(1) 前述のとおり、馬淵大臣は、2010(平成22)年11月5日の記者会見で、①「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」計画の流量計算について具体的にどのようなようにして流出計算が行われたかという資料が確認できなかったこと、②同ピーク流量を既往洪水から算出する過程の説明がわずか3行分しか存在していないこと、などの事実認識を示し、「平成17

年度に現行の利根川水系河川整備基本方針を策定した際の、昭和55年度に定めた基本高水のピーク流量については、飽和雨量などの定数に関してその時点で適切なものかどうか十分な検証が行われていなかったと考えております。結果から見れば、「22, 000トンありき」の検討を行ったということであります。」との認識を示した。

(2) そして、検討小委員会では、国交省事務局は、「実際のカスリーン台風の洪水は、大体22, 000m<sup>3</sup>/Sという洪水が流れてくる」という説明であり、既往最大洪水レベルという一般に受け入れやすい治水対策レベルとして説明を行っていた。そして、そうした事情からも、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の計算根拠や算出過程などについては、一度も報告や説明がなされず、また、資料も配付されたことがなかった。また、もとより、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の流出計算の絶対的な前提条件である上流部の想定改修（甲B第123号証）についても一切の説明はなされていない。

(3) このような審議過程であったことから、馬淵大臣として、国交省の皆さんな報告を謝罪し、揺らいだ整備基本方針の信頼性を回復すべく、利根川の基本高水の算定について、ゼロベースでの見直しを指示したのである。

(4) したがって、利根川の基本高水のピーク流量「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の存在は、実質的には白紙、空白の状態にあると見るべきものである。

(5) 国土交通大臣が、自省の基本高水作業の検証作業がずさんであったとして謝罪し、利根川水系河川整備基本方針の基本高水のピーク流量の検証と再策定の作業は、「22, 000トンありきの検討」であったことを進んで公表する事態となっているのであるから、この見直し・再策定作業には重大な瑕疵が存在し、この瑕疵は日本を代表する河川の治水計画として適法、適切なものと認められないことは多言を要しないところである。

(6) よって、「ハツ場ダムは、カスリーン台風と同程度の規模の降雨が利



根川上流にあった場合に、吾妻川流域で唯一の洪水調節機能を有するダムとして、利根川流域で生じる水害の発生を防止するために計画され、利根川水系河川整備基本方針の策定手続及び八ッ場ダムの建設に関する基本計画においてもそれが確認されてきたことが認められ、その手続について著しい瑕疵があることを認めることはできない。」（91頁～92頁）との原判決の判示は根底から崩壊したといふべきである。

## 第5 馬淵大臣は利根川水系のピーク流量計算の危うさを暴き出した

### 1 馬淵大臣は、「飽和雨量125mm」を認め、森林土壌の洪水抑制機能を認めた

(1) 馬淵大臣は、上述のとおり、2010（平成22）年10月12日の衆議院予算委員会で4洪水の流出流量の再現計算をするについては、その値は31mm、60mm、115mm、125mmであると答弁した。この飽和雨量の値は、はじめて公表されたものである。1980（昭和55）年策定の「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の流出計算に用いられた「飽和雨量48mm」に比すれば2.5倍以上の値になる。

(2) そして、同月15日の記者会見では、さらに踏み込み、1980（昭和55）年の工実施基本計画の基本高水の策定時に比べれば、この10年、20年の間では、利根川上流域の森林の生長による保水力が上昇し、その結果として、飽和雨量の上昇となったことを公式に認めたのである。次のとおりである。

「……この飽和雨量で山の保水力に関しては、先ほど数字を申し上げたように、昭和57年、平成10年と数字が増えています。これは森林がある程度肥沃な山の状態を構成しつつ、115ミリメートル、125ミリメートルと飽和雨量が高まっているということで、ある意味、モデルの中では妥当な数字を出して取り入れたのではないかと私は受け止めました。」（甲B第152号証）

(3) 馬淵大臣のこの発言は、森林の生長が、降雨の河道への流出を大きく抑える事実を否定してきた関東地整の見解を取り消したものとすべき

である。以下にこれまでの関東地整が表明してきた説明を検証する。

## 2 関東地整は「モデルと定数は同じで検証」と説明してきた

(1) 国土交通省は、これまで利根川の基本高水の流出計算モデルについては、次のように説明してきた。即ち、「昭和33年及び昭和34年の実績洪水を用いてモデルの適合度の検証を行っており、流出計算モデルによる計算結果（洪水流量及びその時間的变化）は実測値に近似して実績洪水で適切に再現できており、さらに昭和57年及び平成10年の実績洪水でも十分検証ができている。」（甲B第127号証5頁）としていた。

(2) この説明によれば、流出計算モデルとデータ（定数）は同じものを使って再現計算をしたが、4洪水とも実績流量と一致したと言っているを受け取れる。であれば、飽和雨量は、毎秒2万2000m<sup>3</sup>の計算に使われた「48mm」が使用されていると理解するのが普通である。そして、このことは、これまで、国交省は、森林の保水力は、大洪水では河道への流出抑制効果は大きくはないと主張してきたことと軌を一にするものでもある。このように、国交省は森林の生長は流出計算上では有意な変化をもたらさないとしているから、流出計算のモデルも、また定数も同じものを用いていると理解するのが当然、ということになるのである。

(3) ところが、馬淵大臣は国会答弁で、1958年では31.77mm、59年では65mm、82年や98年では、115mm、125mmを使っておりというのである。これが事実なら、国交省も、実際は、控訴人らが主張してきたとおり、森林の保水力の上昇を認めた計算をしていったということになる。

(4) このことは重大な意味を持つ。即ち、同一の流域で同一の降雨条件で流出計算を行うとして、定数のうち「飽和雨量」だけを大きくすれば、森林土壌での滞留時間が長くなるのであるから、河道への流出流量は必ず小さくなるはずである。だから、「飽和雨量48mm」で基本高水のピーク流量が計算されているのであれば、これを「飽和雨量125mm」で計算すれば、ピーク流量は20～30%低減するはずである。大臣の

発言はこうした結果を示唆しているのである。

### 3 森林の生長による保水力の上昇を否定する国交省の主張は打ち消された

(1) 上述のとおり、馬淵大臣は、1982（昭和57）年洪水の再現計算では、飽和雨量を115mmとし、1998（平成10）年洪水では同125mmという値で計算を行った事実については、森林の保水力の上昇を示すものであるとの見解を述べた。しかし、国交省は、これまで森林の生長による流域の保水力の増大は、河道への流出量を効果的に減少させることはないと言い張ってきた。次のようである。

(2) 2005（平成17）年12月6日、「利根川水系河川整備基本方針」の審議の場である「第28回河川整備基本方針検討小委員会」において、説明に当たった国土交通省の布村河川計画課長は、次のように説明している。

「森林の治水機能について話がございます。利根川についてみますと、……、森林の面積そのものは、昭和25年以降など、戦後の状況と最近まではあまり変わってございません。荒地・農地が減りまして、都市的な利用が増えているというのが全体の状況でございます。

治水計画としましては、昭和55年に今の工実施基本計画（既定計画）ができてございますが、このときも当然25年頃とあまり変わらないうという森林の状況を前提にして計算して検討しているわけでございますし、実際に流出したものと併せて、その状況を確認しております。下が、そういう計算と実際のものとの比較でございます。

それからその後につきましても、最近の森林の状況そのものはあまり変わっていませんが、既定計画策定以降も近年の森林の状況のものでも一応流出計算をしてみますと、同じ計算モデルで十分再現性が高いという状況が見取れます。」（甲B第158号証3頁）

(3) 関東地整は、2006（平成18）年9月、甲B第127号証において、「森林の生長は治水効果を見込めるほど大きくはない」との趣旨の主張を展開して、実質的に森林の生長による治水効果を否定してきた。次

のようである。上記の検討小委員会での説明と同趣旨のものである。

「利根川の治水計画は流域の森林の存在を前提としている。カスリーン台風をはじめとする治水上問題となる大洪水時には、森林の洪水緩和機能には限界があり、治水効果に見込めるほど大きく洪水流量が低減することはしない。

ちなみに、日本学術会議の答申（平成13年11月「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」）において、「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダム両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。」と森林の洪水緩和機能の限界について指摘されている。」（同「回答」6～7頁）と解説している。

もし本当にこのとおりなら、1980（昭和55）年の工事実施基本計画策定ときに「飽和雨量48mm」で、約20年後の1998（平成10）年9月洪水の際には、どうして「飽和雨量125mm」となるのか、国交省側の解説では説明がつかない。

馬淵大臣の一連の記者会見での発言や説明は、これまでの上記のような国交省や関東地整の主張や説明を悉く覆すものなのである。

#### 4 内閣は「整備基本方針」の説明に反して125mmでのピーク流量の再現計算を「やっていない」と答弁

- (1) 国土交通省が、1998（平成10）年洪水の再現計算では、「飽和雨量125mm」を用いて計算を行ったというのであるから、国交省も、近年の森林の生長を認め、そのことによって流域の保水力が上昇し、河道への洪水流出が大きく低減している事実を、内々には承認していたの

であろう。

であれば、1980（昭和55）年当時、飽和雨量を「48mm」として、基本高水のピーク流量を計算した「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」というピーク流量の見直しは、当然の作業であろう。今日の利根川上流域の森林土壌の保水力を反映した飽和雨量が、「125mm」であるならば、この値を用いて再計算するのが、河川管理者として当然の責務だと、誰もが考えるところである。しかし、関東地整は、こうした計算は行っていないというのである。

- (2) 河野太郎議員は、10月12日の予算委員会の質問に続いて、内閣へ質問主意書を提出して、基本高水のピーク流量の再計算の有無を問いついた。河野議員は、2010（平成22）年10月15日付け提出の質問主意書で「平成10年9月洪水の実測値を再現するために国土交通省が用いたモデルのK値、P値、一次流出率、遅滞時間と飽和雨量—125ミリメートルを用いて再計算すると基本高水はどのような値になるか」と質問した（甲B第151号証の1）。これに対して、内閣（国交省）は、同年10月26日付けの答弁では、「当該値の計算に係る作業等に時間を要するため、お答えすることは困難である」と答えた（甲B第151号証の2）。そして、同議員からの同月29日付けの「国土交通省はすでにこの計算を行ったのではないか」との再質問（甲B第165号証の1）に対しては、11月9日付けの答弁において、『当該値の計算』を行った事実は、確認されていない」と答弁した（甲B第165号証の2）。信じがたい国交省の対応である。

- (3) 馬淵大臣の国会答弁によれば、1998年の洪水では、飽和雨量を125mmに設定して、再現計算をしているというのである。その98年の洪水というのは、国交省の発表する八斗島地点での観測ピーク流量が毎秒9220m<sup>3</sup>、ダムなしという条件で関東地整が再現計算をした流量を「毎秒9960m<sup>3</sup>」とする洪水である（甲B第149号証 関第2意見書「表5」参照）。こうした流出計算を98年洪水の再現計算では「飽和雨量125mm」でやったというのであるから、「八斗島地点毎秒2万

2000m<sup>3</sup>」でも、「飽和雨量125mm」で再計算をやるのが当然であろう。これが不断の検証というものである（こうした計算には、ほとんど労力もお金もかからない）。しかし、国交省は、そうした計算は「確認されていない」と答弁した。国交省の専門官が、省内を調べても「確認されていない」ということは、常識的には「やっていない」ということを意味するものである。

## 5 河野議員が再・再質問すれば国交省は「万事休す」のはずである

- (1) しかし、この政府答弁は、2006（平成18）年2月策定の「整備基本方針」の説明とは明らかに異なるものである。その事情は次のとおりである。

現行の「整備基本方針」には、「毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の妥当性を確認した理由が次のように説明されている。即ち、「基本高水は、昭和22年洪水、昭和57年洪水、平成10年9月洪水、等の既往洪水について検証した結果、そのピーク流量を基準地点において22,000m<sup>3</sup>/Sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500m<sup>3</sup>/Sを調節して、河道への配分流量を16,500m<sup>3</sup>/Sとする。」（甲B第28号証20頁）としているのである。このことは、1998（平成10）年洪水の事例で、「毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の検証を行ったことである。「…平成10年9月洪水、等の既往洪水について検証した結果、」ということとは、各既往洪水自体の再現計算を行ったことではなく、降雨の引き伸ばしなどを行って、ピーク流量の再現計算を行ったことである。1998（平成10）年9月洪水で「飽和雨量125mm」を用いて基本高水のピーク流量の検証をしたということである。仮に、1998（平成10）年9月洪水（ダムなしで毎秒9,960m<sup>3</sup>）の再現計算だけをやったのであれば、「整備基本方針」で説明している、「昭和22年洪水、昭和57年洪水、平成10年9月洪水、等の既往洪水について検証した結果、」ということにはならないからである。

- (2) もう一度簡潔に整理をすると、「整備基本方針」では、「平成10年9

月洪水、等の既往洪水について検証」と説明し、質問主意書に対する政府答弁では、「当該値の計算に係る作業等に時間を要するため、お答えすることは困難である」と答え（甲B第151号証の2）、「国土交通省はすでにこの計算を行ったのではないか」との再質問に対しては、『当該値の計算』を行った事実は、確認されていない」と答弁した（甲B第165号証の2）のである。

質問主意書に対する答弁では、限りなく、「当該値の計算はやっていない」というものである。つまり、1998（平成10）年9月洪水に基づいて基本高水のピーク流量の検証は行っていない、というものである。そうであれば、既往洪水に基づいてのピーク流量の検証は行われていないということになる。

こういう状況だと、河野議員がさらに質問をして、「整備基本方針」でいう、「昭和22年洪水、昭和57年洪水、平成10年9月洪水、等の既往洪水について検証した結果、」とは何を意味し、何をどのように検証したのかを質せば、国交省は答弁に窮するはずである。

実効的な検証を行っていないと答弁すれば、「整備基本方針」の記述が嘘になり、検証をやっていたと答弁すれば、質問主意書に対する答弁が嘘になるからである。

(3) このような事情があるから、河野議員の質問主意書に対する答弁が、「計算に時間がかかる」とか「確認されていない」となったのであろう。だから、検証結果は、相当に都合の悪い試算結果が出ていると推測される。

(4) そして、もう一言付け加えるならば、お役所の「確認されていない」という言葉遣いは、問い合わせを受けている資料が存在しているが、都合が悪くて公表できないときの常用語である。後にどうしても出さなくてはならないときがきたとき、最小限度「嘘」と非難されたいために、「存在していない」とは言わずに、「あの時は見付からなかった」という言い訳をすることができるようにとの言葉遣いなのである。1998（平成10）年9月洪水による検証結果がないのであれば、現行の「整備基本

方針」の記述がデタラメだということになる。どちらにしても、政府の答弁は、ありえないデタラメか、嘘かのどちらかだということになる。

- (5) ちなみに、関准教授に依頼して計算した結果（甲B149号証 関第2意見書「表5」）では、1998（平成10）年9月洪水では、飽和雨量をカスリーン台風の値である「48mm」と設定すると、計算上のピーク流量は「毎秒12, 506 $\text{m}^3$ 」となり、「100mm」と設定すると「毎秒9, 270 $\text{m}^3$ 」となり、国交省側の再現計算と近似する値となる。このように、ここ20年以上では、「飽和雨量48mm」は全く上流域の保水力と合わない値となっているのである。国交省側が、表向きでは「125mm」で再現計算を行えないのは、こうした事情が目に見えているからに違いない。その結果が、馬淵大臣が宣言したとおり、検証資料は不存在で、「22, 000トンありきの検討」であったという事実が顕になるのではないか。

そして、このことは、これまでの国交省の利根川における基本高水のピーク流量算定のモデルやその定数についての説明が根底から問われ、崩壊することにつながるのである。

## 第6 まとめ

控訴人らは、控訴理由書の第5章、第1、3ないし8において、利根川水系河川整備基本方針が定める八斗島地点2万2000 $\text{m}^3$ /Sの基本高水流量には合理性がなく、カスリーン台風時の八斗島地点の洪水ピーク流量は1万6000 $\text{m}^3$ /S程度であるから既設ダムだけで十分対応可能である等として、八ッ場ダムは治水計画に必要性がないことを論証した。

これに、本準備書面で詳述した、本件訴訟の結審後になされた利根川水系の治水計画にかかわる馬淵大臣の一連の発言によって明らかになった事実を併せ考えるときは、本件八ッ場ダム建設事業の根拠となっている利根川水系工事実施基本計画及び河川整備基本方針は科学的根拠を有しない違法、無効な計画であることが、一層明らかになる。

そして、このことは、本件八ッ場ダム建設事業が違法、無効であること



を招来するものである。

したがって、仮に、原判決のように、本件に、一日校長事件判決最高裁判決を適用するとしても、先行行為である八ツ場ダム建設事業が無効である以上、その治水負担金の支払を求める国土交通大臣の納付通知は、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に該当することになるのである。 以上